

○秦野市教育委員会会議の傍聴に関する規則

昭和30年1月1日

教育委員会規則第3号

改正 昭和56年6月30日教委規則 平成8年9月1日教委規則第5号
第2号 [題名改正]

平成13年12月25日教委規則第9号 平成17年6月17日教委規則第7号

平成27年3月20日教委規則第2号 平成30年3月30日教委規則第6号

注 平成8年9月から改正注記を付した。

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市教育委員会会議規則（昭和33年秦野市教育委員会規則第4号）第12条の規定により教育委員会の会議の傍聴について必要な事項を定める。

(平8教委規則5・追加、平13教委規則9・平27教委規則2・一部改正)

(定員)

第2条 傍聴者の定員は、12名とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、会議運営に支障のない範囲で定員を変更することができる。

2 教育委員会の会議を傍聴しようとする者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(平17教委規則7・追加、平27教委規則2・一部改正)

(傍聴手続)

第3条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付票に自己の氏名及び住所を記載し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(平8教委規則5・追加・一部改正・旧1条繰下、平13教委規則9・一部改正、平17教委規則7・旧第1条の2繰下・一部改正)

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) その他教育長が傍聴を不相当と認める者

(昭56教委規則2・一部改正・削除・繰上・平8教委規則5・追加・

一部改正、平 1 3 教委規則 9 ・ 一部改正、平 1 7 教委規則 7 ・ 旧第 2 条繰下、平 2 7 教委規則 2 ・ 一部改正)

(傍聴者の守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、雑談、拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲酒飲食をする事。
- (5) 写真撮影、録音又は録画をする事(ただし、教育長の許可を得たときは、行うことができる。)
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をする事。

(平 8 教委規則 5 ・ 追加 ・ 一部改正、平 1 3 教委規則 9 ・ 一部改正、平 1 7 教委規則 7 ・ 旧第 4 条繰下 ・ 一部改正、平 2 7 教委規則 2 ・ 一部改正)

(退場)

第 6 条 教育長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

2 傍聴者は、教育委員会が会議を非公開とすることを議決したときその他教育長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(平 8 教委規則 5 ・ 追加 ・ 一部改正、平 1 3 教委規則 9 ・ 一部改正、平 1 7 教委規則 7 ・ 旧第 5 条繰下 ・ 一部改正、平 2 7 教委規則 2 ・ 平 3 0 教委規則 6 ・ 一部改正)

(教育長の指示)

第 7 条 傍聴者は、教育長の指示に従わなければならない。

(平 8 教委規則 5 ・ 追加 ・ 一部改正、平 1 3 教委規則 9 ・ 一部改正、平 1 7 教委規則 7 ・ 旧第 6 条繰下、平 2 7 教委規則 2 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、昭和 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 6 年 6 月 3 0 日教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 5 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 9 月 1 日教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成17年6月17日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間における第1条から第4条まで、第6条及び第7条の規定による改正後の秦野市教育委員会会議規則（第1条に係る部分を除く。）、秦野市教育委員会規則の公布等に関する規則（第1条に係る部分を除く。）、秦野市教育委員会会議の傍聴に関する規則（第1条に係る部分を除く。）、秦野市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する規則（第1条及び第4条に係る部分を除く。）、秦野市教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則及び秦野市教育委員会公印規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日教委規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。